

反社会的勢力の定義

2014年8月
水戸証券株式会社

当社は、反社会的勢力について以下の通り定義いたします。

- 1 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）
- 3 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。）
- 4 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- 5 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 6 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは関与する政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 7 特殊知能暴力集団等（第1から第6号までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- 8 共生者
 - イ 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ロ 暴力団員を雇用している者
 - ハ 暴力団または暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ニ 暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められる者
 - ホ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 9 前各号に準ずる者のほか、暴力的または不当な要求行為等により市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体または個人等、当社で定める者